特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６６号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社レッドチリ
代表清算人　水原　祥吾

1　決定年月日　令和７年９月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号

横浜市鶴見区矢向６丁目６番13号
清算株式会社　株式会社川崎管財
代表清算人　岡田　恭平

1　決定年月日　令和７年９月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３０２６号

大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
代表清算人　長石倉　豪

1　決定年月日　令和７年９月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号

鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社　株式会社名瀬管理
代表清算人　髙橋　修平

1　決定年月日　令和７年９月11日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権

協定債権とは、株式会社名瀬管理（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。

２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。

３　弁済基準額

弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。

４　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

５　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

第２　一般債権

１　最終弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金（預け金を含む）から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。

２　免除

⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。

⑵　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者喜元健一郎及び喜元リウ子の債権全額について、債務の免除を受ける。

⑶　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。

３　追加弁済

前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権については随時弁済する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部

監督命令

監督命令取消

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始